

福島県社会福祉審議会運営規程新旧対照表 (案)

新			旧																																		
第1条～第3条 (略) (部会) 第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。			第1条～第3条 (略) (部会) 第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議事項</th> <th>所属専門分科会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者福祉審査部会</td> <td>身体障がい者の障害支援区分に関する事項</td> <td>身体障がい者福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>児童処遇部会</td> <td>里親の認定及び児童の措置に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>保育所部会</td> <td>保育所の設置認可等に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>保育施設安全対策部会</td> <td>認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>児童虐待検証部会</td> <td>児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議事項	所属専門分科会	身体障がい者福祉審査部会	身体障がい者の障害支援区分に関する事項	身体障がい者福祉専門分科会	児童処遇部会	里親の認定及び児童の措置に関する事項	児童福祉専門分科会	保育所部会	保育所の設置認可等に関する事項	児童福祉専門分科会	保育施設安全対策部会	認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会	児童虐待検証部会	児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議事項</th> <th>所属専門分科会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者福祉審査部会</td> <td>身体障がい者の障害支援区分に関する事項</td> <td>身体障がい者福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>児童処遇部会</td> <td>里親の認定及び児童の措置に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>保育所部会</td> <td>保育所の設置認可等に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>保育施設安全対策部会</td> <td>認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> <tr> <td>児童虐待検証部会</td> <td>児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項</td> <td>児童福祉専門分科会</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議事項	所属専門分科会	身体障がい者福祉審査部会	身体障がい者の障害支援区分に関する事項	身体障がい者福祉専門分科会	児童処遇部会	里親の認定及び児童の措置に関する事項	児童福祉専門分科会	保育所部会	保育所の設置認可等に関する事項	児童福祉専門分科会	保育施設安全対策部会	認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会	児童虐待検証部会	児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会
名称	調査審議事項	所属専門分科会																																			
身体障がい者福祉審査部会	身体障がい者の障害支援区分に関する事項	身体障がい者福祉専門分科会																																			
児童処遇部会	里親の認定及び児童の措置に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
保育所部会	保育所の設置認可等に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
保育施設安全対策部会	認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
児童虐待検証部会	児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
名称	調査審議事項	所属専門分科会																																			
身体障がい者福祉審査部会	身体障がい者の障害支援区分に関する事項	身体障がい者福祉専門分科会																																			
児童処遇部会	里親の認定及び児童の措置に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
保育所部会	保育所の設置認可等に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
保育施設安全対策部会	認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
児童虐待検証部会	児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会																																			
備考 1 <u>児童虐待検証部会においては、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に部会を置くことができる。</u>			_____ _____																																		
2 (略)			2 (略)																																		

新	旧
<p>3 児童処遇部会、保育所部会及び保育施設安全対策部会_____に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。</p>	<p>3 児童処遇部会、保育所部会、_____保育施設安全対策部会及び児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。</p>
<p>4 児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に設置された部会ごとに、属すべき委員及び臨時委員を委員長が指名する。</p>	
<p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>
<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>5</u> (略)</p>
<p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>6</u> (略)</p>
<p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>
<p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>8</u> (略)</p>
<p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>9</u> (略)</p>
<p><u>11</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p><u>12</u> (略)</p>	<p><u>11</u> (略)</p>
<p><u>13</u> (略)</p>	<p><u>12</u> (略)</p>

新	旧
<p>第5条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和40年12月8日から施行する。</p> <p>[中 略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年10月 日から施行する。</u></p>	<p>第5条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和40年12月8日から施行する。</p> <p>[中 略]</p> <p>_____</p> <p>_____</p>